

新郷東部公園園路改修工事 特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、上記工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（週休2日制モデル工事）

第2条 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」試行対象工事である。

試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）によるものとする。試行要領は、市ホームページで確認すること。

（情報共有システムの活用）

第3条 当初設計金額60,000千円以上の土木工事（配水管布設工事については80,000千円以上）または受注者が希望する土木工事については、情報共有システムを活用するものとする。ただし、工事の内容や規模等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

試行の実施は、川口市土木工事情報共有システム試行要領によるものとする。試行要領は、市ホームページで確認すること。

（電子納品の実施）

第4条 当初設計金額60,000千円以上の土木工事（配水管布設工事については80,000千円以上）または受注者が希望する土木工事の成果品は、「川口市電子納品運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づく電子データによる納品（以下「電子納品」という。）を行うものとする。なお、ガイドラインに基づき、電子納品の対象となる書類の紙提出は要しない。ガイドラインは、市ホームページで確認すること。

2 受注者は、発注者が電子データで提供した貸与図書について、発注者の許可なく第三者に提供してはならない。また、必要がなくなった場合は直ちに破棄すること。

（建設廃棄物の再資源化等）

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算要件を設定しているが費用等については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事由により、予定した積算条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	中原建設(株)川口事業所	埼玉県川口市本蓮 4-1-18

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないが、原則として再生資源化施設へ搬出すること。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(建設発生土の搬入・搬出)

- 第6条 建設発生土は、下記に示す(仮称)西新宿ト伝公園への搬出を想定している。なお、搬出に先立ち、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらず、当初想定していた建設発生土の処理により難しい場合は、協議の上設計変更の対象とする。
- ・搬出先 (仮称) 西新宿ト伝公園 埼玉県川口市大字西新宿字ト伝 1358 番 1
 - ・土質及び土量 第1～3種建設発生土 31 m³
- 2 受注者は、100 m³以上の建設発生土を工事現場外へ搬出する場合は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出すること。ただし、搬出先が市内の場合は不要とする。
 - 3 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例(埼玉県土砂条例)に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出すること。
 - 4 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に提出しなければならない。
 - 5 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
 - 6 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託する場合は、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならない。
 - 7 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出した場合は、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(舗装版切断時に発生する濁水の処理)

- 第7条 舗装版切断時に発生する濁水は、下記に示す中間処理施設への搬出を想定しているが、別の施設を選定する場合は、受入条件等を確認した上で、事前に監督員の承諾を得ること。また、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらず、当初想定により難しい場合は、協議の上設計変更の対象とする。
- ・種類及び処理量 汚泥(油分を含む汚泥)、0.004 m³

・ 中間処理施設 日興サービス(株) 埼玉県戸田市笹目北町 14-17

・ 処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融を含まず）

- 2 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理すること。
- 3 受注者は、川口市土木工事共通仕様書第 11 条を遵守すること。
- 4 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
- 5 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（その他）

第 8 条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。